

HOTEL day by day: 宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申し込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が当ホテルもしくは当ホテル職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等である時。
 - (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が泥酔等で、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
(静岡県旅館業法施行条例第5条)
 - (12) 著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (13) 宿泊に関し、その実施に伴う負担が過重であって、その他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

(14) 上記内容において、その恐れがあると当ホテルが判断したとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が特定感染症の患者等である時
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊客が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）又はその関係者、その他反社会勢力であるとき。予約成立後、あるいは利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。
 - (5) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (6) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (7) 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 当ホテルもしくは当ホテル職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (9) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

- (10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (11) 泥酔等で、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(静岡県旅館業法施行条例第5条)
 - (12) 著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (13) 支払い能力がないと明らかに認められるとき。
 - (14) 危険物、禁制品、その他お客様のご迷惑になる物の持ち込み又は持ち込みをしようとするとき。
 - (15) 上記内容において、その恐れがあると当ホテルが判断したとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び連絡先
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、ご利用券、クレジットカード等、現金に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただき、当ホテルの承認を得るものとします。
3. 日本国内に住所を有しない外国人にあつてはパスポートの呈示並びにコピー等をさせていただきます。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15:00から翌日の10:00までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、基本宿泊料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、基本宿泊料金の50%

- (3) 超過6時間以上は、基本宿泊料金の全額

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

第11条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、現金(日本円)又は当ホテルが認めたご利用券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き5万円を限度としてその損害を賠償します。

第15条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

第16条 駐車責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、車両の管理責任は、負わないものとします。

第17条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第18条 免責

1. ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第19条 裁判管轄及び準拠法

1. 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当ホテルの所在地を管轄する裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1

宿泊料金等の内訳(第2条1及び第12条1関係)

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料(室料)
	追加料金	(2) その他の利用料金
	税金	イ. 消費税 ロ. 税額の算出は1円単位とし、円未満切り捨て

備考: 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

基本宿泊料は、フロントに備え付けの料金表によります。

別表第2

違約金(第6条2関係)

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前泊	9日前	20日前
一般	9名まで	100%	80%	20%	-	-
団体	10～99名まで	100%	80%	20%	10%	-
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。ただし、宿泊パッケージの場合はその全額に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(10名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

利用規則

HOTEL day by dayではお客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づいて、次のとおり利用規則を定めております。この規則をお守りいただけない場合には、宿泊約款第7条により、やむを得ずご宿泊およびホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げることもございます。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、お客様に損害のご負担をいただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

第1条 客室のご利用について

- (1) 客室からの避難経路図は、客室入口ドアの裏側に提示してありますのでご確認ください。
- (2) ご宿泊登録者以外の方のご利用はご遠慮ください。
- (3) 長期のご宿泊利用により、居住に関する法律上の権利が発生するものではないことをご了承ください。
- (4) 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限り、お断りいたします。また心身耗弱、薬物、飲酒等により理性を失うなどして、ほかのお客様に迷惑と不安をおよぼすご利用者もお断りいたします。
- (5) 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反する恐れのある場合には、ご利用をお断りいたします。(予約成立後、あるいは利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします)

第2条 部屋の鍵

- (1) ご滞在中お部屋からお出かけになるときは、施錠をご確認ください。
- (2) ご在室およびご就寝の際は、必ずドアの「かけがね」をおかけください。
- (3) お部屋のルームキーは、当ホテルをご出発のとき必ずフロントにご返却ください。ルームキーを紛失などによりご返却のないときは、代金の実費をお支払いいただきます。

第3条 来訪者

- (1) ご訪問客とのご面会はロビーでお願いいたします。

- (2) ドアをノックされた時は「かけがね」をかけたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認ください。なお不審者と思われる場合はフロントまでご連絡ください。

第4条 客室内

- (1) 客室内及び廊下では、当ホテルの許可なく暖房用・炊事用等の火気およびキャンドル等をご使用にならないでください。また客室内での調理は堅くお断りいたします。
- (2) 火災になりやすい場所、特にベッドの上での喫煙はご遠慮ください。
- (3) 当ホテルの許可なく客室を営業行為・事務所・パーティ等、宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- (4) 当ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に造作を施し、あるいは改造したりしないでください。
- (5) 客室内の小物備品は、客室外に持ち出さないでください。
- (6) 当ホテルの外観を損なうようなものを窓側におかないでください。

第5条 遺失物

遺失物の保管期間は、発見日を含めて3ヶ月間とし、その後ホテルにて適切な処置をいたします。

第6条 駐車場のご利用

- (1) 当ホテルの駐車場をご利用の場合、当ホテルは場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。
- (2) 駐車中の車内に貴重品及びそのほかの物品を留置しないでください。駐車中における紛失・盗難等については、その責任を負いかねます。
- (3) 当ホテルの係員による車の代行移動はいたしかねますのでご了承ください。

第7条 お会計

- (1) ご利用代金のお支払いは、現金又はご利用券、クレジットカード等、若しくは当ホテルが認めたそれに代わるものとさせていただきます。
- (2) 料金のお支払いは原則として前会計をお願いいたします。
- (3) ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合があります。フロントより会計書の提示がありましたら、その都度お支払いをお願いいたします。なお当ホテルが請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡しをいただく場合があります。
- (4) 宿泊客以外の方から料金のお支払いを受ける場合は、定められた期日までにお支払いがなけれ

ば、宿泊客ご本人に直接お支払いをご請求申し上げます。

- (5) 当ホテル外のお買い物代金、タクシー代金、切手代金等のお立て替えは、いたしておりませんのでご了承ください。

第8条 禁止事項

ホテル内ではほかのお客様のご迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はお断りいたします。

- (1) 犬・猫・小鳥そのほかの愛玩動物。
- (2) 発火または引火性のもの。
- (3) 悪臭・害毒を発するもの。
- (4) そのほか法令で所持を禁じられているもの。
- (5) とばく・威圧的な言動・風紀を乱すような行為、またはほかのお客様に嫌悪感を与え、もしくは迷惑（騒音なども含む）になるような行為と言動。
- (6) ゆかた、スリッパ等で客室外に出ること。
- (7) 備付け品の移動または使用目的以外のご利用。
- (8) 広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘など。
- (9) ホテル外からの飲食物の注文や配達、お持ち込み。
- (10) テラスでの飲食及び吸殻等ごみの投げ捨て。
- (11) テラスへのホテル備品や危険物等の持ち出し。
- (12) テラスでの危険行為。
- (13) 客室内や敷地内において許可なく営業上の目的での写真撮影。

第9条 資源を大切に使うため、節電・節水にご協力をお願いいたします。